

土一揆 (上)

文學博士 三浦 周 行

一 正長の土一揆

土一揆は「ツチャイツキ」と訓ませ、「土民の一揆」の略稱にして、室町時代に特有なる土民階級即ち地下人、郷民等の暴動なり。彼等の要求が多くの場合、徳政令の發布にありしより徳政土一揆若しくは徳政一揆と稱せられ、其他暴動者の馬借なる場合は馬借一揆ともいひ、足輕なるは足輕一揆ともいはる。此時代の徳政は鎌倉時代のそれと異りたる種々の特色を有し趣味ある史實の一なりと雖ども、そは稿を改めて別に詳論することとし、本編に於ては専ら土民の一揆運動の觀察を主とせんと欲す。然るに中央及び地方に頻發せる此種の運動を一々記述するは煩しきに堪へざると共に、限

りある紙數の許さざるどころなり。故に其代表的なる一二の實例を擧げて、他は必要の場合に引證するに止むべし。

古來此種の運動の嚆矢と看做さるゝは正長元年の秋を以て突發せる土一揆なり。故に余輩は此一揆の考察より始めん。大乘院日記目錄二に

九月 日、一天下土民蜂起、號_二徳政令_一破_三却酒屋土倉寺院等_一、雜物等悉取_レ之、借錢等悉破_レ之、管領成_二敗_一之、凡亡國之基不_レ可_レ過_レ之、日本開白以來土民蜂起是初也、

と見ね、同書はこれを以て日本開關以來の出來事なりとせり。これに據れば土民は徳政と號して酒屋、土倉、寺院等を破却し、質物々奪ひ取り、借用證文を破棄せるなり。徳政は鎌倉時代に既にこれあり、滿濟准后日記應永三十三年九月二十一日

條に據れば本幡執行法橋源豪は前執行法橋源懐の
沾却せる田地につきて幕府より德政の御教書を得
醍醐上下の輩の買收して諸堂に寄附せるものを返
還せんことを請求せしに、上醍醐の寺僧は佛陀施
入地は返還せずとてこれを拒めり。されば一部の
德政は、此頃にも行はれたりしなり。而して建武
式目第六條(可レ被レ興_レ行無盡錢土倉_二事)に、或被
レ宛_レ召莫大之課役、或不被_レ制打入_二之間、己令_レ
斷絶_一乎云々と見ゆ、暴民が土倉に闖入して損害
を與ふるを制する能はざりしことも亦既に建武年
間幕府創立の際にありて、敢て正長に始れるには
あらず。然れども鎌倉時代の德政は幕府が御家人
階級の爲めに其所領の喪失を免れしむるの目的を
以て實施せられたるも、是時は土民が德政の名を
假りて、みづから暴力に訴へ、債務の一部若しく
は全部を免れんとせるものなり。山城醍醐の土民
の如きは強ひて借書を出ださしめてこれを焼却し

(滿濟准后日記)河内にありては田島の賣買は賣渡
後二十一年に達せし場合無償にて取戻し、金錢の
貸借は札の錢二文を出して質物及び借書を取戻し
又奈良にては元金の三分の一を辨償して質物をも
借書をも取戻したる等、地方に依りて多少の相違
あり、而して憑支の貸借は諸國を通じて無効とし
たりしなり。(史徵所收興福寺大般若經後語)然れ
ども德政令の發布を待つことなく、土民の暴動に
依りて強制せられたるは一なり。故に當時これを
稱して土一揆の私德政とはいへるなり。(東寺百合
文書)

加之建武式目に見わたる土倉の迫害は京都に止
まれるも、是時は各地方に偏く行はれたり。滿濟
准后日記(九月十八日條)及び略年代記に據れば、
此暴動はもと近江の馬借に依つて始められたり。
略年代記には、於_レ洛中_一者終無_レ其沙汰_二者也、其
外者近國大都爲_レ土一揆之沙汰_二行_レ德政_一了とある

も、京都もこれを免れざりしことは薩戒記目錄九月廿九日條に、近邊地下人號_二德政_一亂妨事と見ゆ十月四日條に、法勝寺執行被_レ斷_レ首事依_二德政事也と見ゆ、後者は所謂德政の張本なりと察せらる。

而して時の管領畠山滿家が遊佐河内守を出雲路に遣して土一揆を阻止せしこと建内記に見ゆ。興福寺大般若經後語に去八月頃より御德政ト云テ、王城江州五畿内德政ヲ行畢とあるは實を得たり。

然るに幕府はこれに對して固く暴動の不法なるを告げてこれを制禁せるも、毫も根本の救治策に出でざりしなり。當時の禁制に

近日とくせいとかうして土一揆等酒屋土倉において質物を
おさへとりて亂入狼藉を致す事

右此條固所_レ被_二停止_一也、若有_二違犯之輩_一者、可_レ處_二罪科_一
之由所_レ被_二仰下_一也、仍下知如_レ件、

正長元年十一月廿二日

沙 彌判

永享二年の洛中洛外酒屋土倉條々に

一借錢事

以_二巨多要脚_一令_二借用_一、寄_二事於窮困_一、最少分令_二辨償_一之
(令以下異本致_二沙汰_一に作る)可_レ破_二借書_一之旨、及_二強誑_一
云々、結構之趣、罪科惟重、堅所_レ被_二制禁_一也、(制禁異本禁違
に作る) 請_二人_一將_二又稱_レ有_二借書_一或_二寄_二進寺社_一、或語_レ人及_二
同前_一 證_二責_一之輩、近年繁多也、於_二向後_一者致_二訴訟_一可_レ仰_二御成
敗_一、若_二肯_二此旨_一者、可_レ被_レ處_二其科_一矣

といへるが如き是なり。

此暴動は正長元年八月に始りたれど、さながら燎原の火の如く、爾來數年に亙りて各地には此種の暴動相次いで起れり。初め近江、山城、大和、河内の各地に行はれたりしが、永享元年正月には播磨に於て土民の蜂起ありしを始め、丹波、攝津伊勢、伊賀の諸國にも蔓延せり。もとより是等各地の一揆が互に聯絡を通じ居たりとは思考すべからざるも、均しく德政と號して暴動を演じたるを見れば、前年に於ける土民の暴動が一世を震盪し、交通の不便なりし當時にありても、其隣接地よ

り隣接地へと次第に波及し傳播したりしものと看做さるを得ず。

正長の土一揆は着々其目的を達し得しもの多かりしが如きも、永享年代のそれは必ずしも然らずして、到る處に血戦を見たり。就中播磨の土一揆の如きは守護赤松滿祐の兵と戦ひしが、其勢ひ猖獗にして、守護の軍或は殺され、或は撃退せられたり。又伊勢山田に起りしもの、如きは神人と戦つて民家數百戸を焼き、神人敗れて外宮の社頭に逃籠りしが、土民は直に追撃して、神聖なる境内を修羅場と化せしめたり。

土一揆の成功は其運動をして一層大膽に、其要求をして一層過大ならしめしもの、如く、播磨の土民は大舉して國中の武士を攻撃したりしが、薩戒記に其目的を叙して、凡土民所[□]不可^レ令^三侍在^ニ國中云々、といへるを事實とせば、武士の國外放逐にありと見るべく、記者が亂世之至也との

歎聲を發せしはさることなるべし。永享五年七月信濃國守護小笠原政康上京の途近江草津にて馬借土一揆數千人と戦ひ、退て守山に保ちしことあり彼等の眼中武士なきを見るべし。又同四年九月に大和に起れる土一揆は奈良に亂入して寺社諸院の年貢の一切免除を要求し、興福寺大乘院の如きは官符衆徒の斡旋に依りて不本意ながらもこれが證狀を發せり。滿濟准后日記永享二年五月十七日條に九州に土一揆起り、大内持世渡航してこれを伐ちしに、大友菊池少貳諸氏密に土一揆を援くといへるは事態極めて重大なるも、そは大内氏對九州土着守護の訂争の訛傳なるに似たり。然れども永享四年に薩日隅三國に土一揆の國一揆と稱して兵を起し、島津忠國が弟義久をしてこれを伐たしめたりしが如き、土民の蜂起が、全國を風靡せずんば已まざるの概ありしを偲ばしむ。

二 嘉吉の土一揆

嘉吉元年の土一揆も亦頗る特色あるものゝ一なり。同年六月將軍義教は赤松滿祐の爲めに弑せられ、子義勝其後を嗣げり。正長元年義教襲職の初に土一揆の事ありしより十三年を経たるも、士民は將軍の代初に彼等が德政を行ふは先例なりと稱して蜂起したりしなり。こはもとより彼等の口實に過ぎずと雖ども前後の間多少の脈絡なきにあらず。當時將軍の大故に遭ひて京都の警察は稍弛緩したるものゝ如く、治安維持の責に當るべき侍所山名是豊は陣立と稱して洛中の土倉に闖入し、借用と稱して質物を強奪せしかば、土倉は皆鼠戸を結び營業を停止してこれに備へたり。管領細川持之使を遣して是豊を詰らしめしも、是豊辭を左右にして命を肯かざりしが、持之が兵を以てこれを攻めんとするに及び、漸く部下の首を斬らんことを誓ひて其罪を謝し尋で赤松氏を伐たんが爲めに出征せしを以て、幕府は京極持清を侍所となせり

然るに德政一揆又近江より起り、其半國守護たる六角滿綱領内に德政令を發して土倉より質物の請出を強制せしが、山門はこれが爲に其買收せる多くの寺領を喪失するより衆徒の反抗を誘起し、山門に屬する馬借の爲めに其邸を焼かれたり。斯くて土一揆は坂本三井寺邊より次第に鳥羽、竹田、伏見、嵯峨、御室、賀茂邊に傳播せり。即ち八月二十八日に土一揆德政と號して諸方より京都を攻め一隊は清水坂に於て京極の兵と戦ひ、九月三日には一隊東福寺を攻め五日には鳥羽吉祥院以下中道より東一揆二三千人東寺に據り、同日丹波口一揆約一千人は今西宮に據り、西八條寺には五個莊衆約一千人、官廳神祇官北野廣隆寺には西岡衆約二三千人、出雲路口、河崎將軍塚、清水、六波羅阿彌陀峯、東福寺、今ヲタキ、戒光寺等各所に屯し、其陣營十六箇所に及ぶといふ。(東寺執行日記) 其中一隊は九月五日より東寺に據りて、德政

令の發布を幕府に迫り、若し聽かれざれば伽藍に放火すべしと脅せり。寺は此示威の運動を見て由々しき一大事なりとし、樽五荷に枝大豆等を副へて土一揆を賑はし、が、此五荷代三貫文を要せりといふ。(東寺百合文書)斯くて彼等は借書を破棄し、少額の辨償を以て質物を請出し、土倉の拒絶に遭へば火を放つてこれを焼けり。侍所京極持清極力鎮壓を圖りしも、土民數萬喊聲を揚げ火を放つて掩擧するを以て奈何ともする能はず、時に管領畠山持之は洛外にある土倉の保護し難き爲め其資産を洛中に移すべしと令し、嵯峨邊の土倉が命の如くせりと聞くや、土民は更に嵯峨に火を放つて天龍寺を焼くべしと脅し、又洛中洛外の堂舎佛閣に楯籠りて徳政行はれずば焼拂ふべしと豪語せるのみならず、京都の七口を塞ぎたれば諸國より京都に入るべき物資の跡を絶ちて、洛中飢餓に瀕せんとせり(管見記九月六日條)是等の運動の跡に

ついて見るも、彼等が烏合の衆にあらすして一種の統制の行はれ居たりしを知るに難からず。

然るに土倉一衆(衆中ともいふ、組合といはんが如し)は土一揆蜂起に際し、管領に千貫を贈賄し彼れをして土民の暴動を防遏せんことを諾せしめしも、土一揆猖獗にして、鎮壓の目的を達せず、諸大名中にも管領の鎮壓に對して不同意を唱ふるものありしかば、管領は千貫を土倉に返還して防戦を中止せりと傳へらる。而かも彼等の不合理なる要求は採用すべきにあらざるを以て、敢て其申請に任すべしとの命令を發せんとせざりしが、土一揆の跋扈日に加はりしより、幕府は略其の要求を容れ土民に限りて適用すべき徳政令を發布せんとせり。然るに土民は自己の救恤を以て足れりとせず、更に公武に通じて均霑せしめられんことを要求したりし爲め行艱みとなれり。建内記九月十日條に

於「土民」者、不レ可レ有「子細」之由裁許之處、土民等無「殊借物」
 一無「殊質物」、公家武家人々切迫之條痛敷相存之間、所「銀行」
 也、悉皆同可レ被レ許之由土民猶申レ之、仍滯停云々、土民及「此」
 儀「者」恐得「罪科」、不レ論「尊卑」、可レ被レ裁許「之由申請云々」
 と見ゆるが如く、彼等自身は貧民にして格別の債
 務あるにあらざれば、徳政令の發布に依りて益す
 るものは、彼等よりも寧ろ公家武家の人々なりと
 し、土一揆の暴動も畢竟是等の人々の困窮に對す
 る彼等の同情に基くものなるが故に、尊卑を論せ
 ず、一般に適用せられんことを主張して已まざり
 しなり。而して彼等は若し幕府の裁許を得ざるに
 於ては靈佛靈社を燒拂はんと號したれば、幕府は
 一方土倉の歎願ありしも、終に土民の要求を容る
 るに決し、十四日侍所の名に於て左の如き徳政の
 制札を掲げたり。

定 徳政事

右可レ爲「一國平均之沙汰」之旨被レ觸仰「訖」、早
 可レ令「存知」之由所レ被レ仰下「也」、仍下知如レ件

嘉吉元年九月十二日 中務少輔源朝臣
 東寺執行日記に、一國平均ノ爲札立之、六口也
 としてこれを擧げたるを見れば、此制札は所謂七
 口の中六口に立てられしなり。

是時幕府の發布したりし徳政令の細則は別に聞
 九月十日の徳政條々として發布せられたり。そは
 本令を適用して賣買貸借質入を無効となすべきも
 のと然らざるものとを列舉せるものにして、賣買
 後二十年を経過せる永領地、賣寄進地、祠堂錢、
 將軍の御教書及び下知狀を帶する地に向つてはこ
 れを適用せざるも、賣買後未だ二十年を経ず、若
 しくは凡下の買入れたる永領地、本錢返地、同屋
 年紀沽却地、借書、質券地及び土倉の約月を経過
 せざる質物はすべて其契約を破棄して本主に返還
 せしむ。特に注意すべきは借書について、

一借書事付徳政文章事 子細同前

とある事なり。本文の徳政文章とは徳政文言とも

いひ、賣券に載せたる徳政擔保の文意を指し、子細同前とは可レ被レ返ニ付本主との前文を承けたるものなり。これに據れば普通の借書は、勿論、特に徳政擔保の文意を附加せるものと雖ども、一樣に本主に返還すべきを示せるものなり。此令一たび出で、從來豫め徳政令の適用を免るべき唯一の方法としたりし此種の契約は全く無効に歸せり、一般債權者の間に恐慌を來せるの狀態察するに餘りあり。

此徳政條々は建内記管見記及び東寺執行日記に載するもの、條項の前後はあるも、文章は全く同一なり。然るに建武以來追加に徳政條々嘉吉元として載せたるものは、條文も一條を加へ、文章も同じからざるものあり、前に賣寄進地としたるを永代賣寄進地としたるは法文の意味を一層明晰にせし迄なるが、祠堂錢に對しては利息は二文子以内にして祠堂方帳に載せたるものとの制限を附し

別に社名を載せたる諸社の神物（神明熊野講要脚を含む）を徳政令の適用範圍外に置きたり。而して特に注意すべきは永領地に對して、前には

一 永領地事

任三元字例一、過二十箇年一者、錢主可レ領知一、至未滿一者、可レ被レ返ニ付本主一、但爲ニ凡下之輩一者不レ依ニ年紀一領主可ニ相計ニ也、

とありしを、此には

一 永領地事、

不レ可レ有ニ改動之儀但爲下出ニ錢主返狀ニ之年紀之内上者、不レ可レ有其沙汰ニ之

と見ゆることこれなり。諸社の神物を徳政の適用範圍外に置きしはもとより當然の事なりと雖ども祠堂錢に對してさへ前者にこれなき制限を設けしものとして、永領地に對して不改動を原則とする事、法理に於て一致を闕くを免れず、依つて管見記を闕するに、同書閏九月二十日條に九月十日發布の徳政條々を政所の壁書に掲示せしことを記したる後、而永代沽却地事被レ破レ之者、山門賣得（實）

地在_三所々、可_レ爲_二一山滅亡_一之由致_三訴訟_一、依_レ是
 去十八日先々引_三壁書_一之由有_二沙汰_一、一事兩様爲
 と之如何、所詮永代地事者不_レ可_レ返_三與本主_一云々、
 於_三自餘_一者勿論、(云々カ)、仍古借狀等遣召最中也、
 尤有_二其興_一と見ね、山門領には買収に係るもの多
 きに、若し徳政令を適用して二十年未滿のものを
 本主に返還するに於ては一山の滅亡なりとして、
 幕府に訴へたる結果、幕府はこれに動かされて、
 前令發布後僅に一週日の後早くも此壁書を撤回し
 永代地(即ち永領地)は本主に返還せざるに決せり
 といへり。建武以來追加に見わたるもの恐らくは
 其後の修正なるべく、其修正の日は的知し難きも
 十八日以後なるべきは言ふ迄もなし。

土一揆は徳政令の發せられし後、其細則の發布
 を待たずして、土倉に迫り、これを強要して、質
 物を請出だすことに同意せしめたり。彼等の行動
 は既に公認を経たりしと雖ども、迫に氣が咎めし
 によ、何れも、覆面を垂れて顔面を露はさざりし
 といふ。永正十七年の徳政令ニ以_レ女白晝トルへ
 シとあるはこれと其意味を異にし、鬪争を避けん
 が爲めなり。公卿の如きも土倉より質物を受くる
 に當りて他日の辨償を約せるものありたり。(建内
 記嘉吉元年九月十六日條)

嘉吉の徳政を以て正長のそれに比すれば、土民
 の蜂起は則ち一なるも、其性質は前後に依つて大
 に異れり。正長の土一揆は債務放棄の目的を達し
 たるものありと雖ども、そは彼等の暴力に依るに
 過ぎずして、幕府は勿論守護の承認を得たりしに
 あらず、否、幕府を始め地方の守護の如きは兵力
 を以て鎮壓せるを見る。然るに嘉吉の土一揆は初
 めは均しく暴動の性質を帯びたりしも、縦ひ彼等
 の爲に強要せられたりとはいへ、幕府は徳政令を
 發布して彼等が正當の權利を行使するを認めたり
 しなり。且つ是歲に於ても土一揆の發源地たりし

近江の如きは守護(半國の)の徳政令に依つて此運動を惹起したりしを記せざるべからず。

三 土一揆と土倉

土一揆の發生原因は種々あるも、彼等土民階級の生活の不安に如くものなかるべし。文明十八年には八月より九月、十月に亙りて京都に土一揆の蜂起ありしが、長興宿禰記八月二十五日條には近年毎年當折節令ニ蜂起、曲事也と見たり。こは言ふ迄もなく主として食料の關係より深く生活の不安を感じての事なり。土一揆の嚆矢と看做さるゝ正長度に於ても、全國大飢饉に搦てゝ加へて三日病さへ流行し、死者を出だすこと算なく、神明鏡には鎌倉中のみにても二萬人の餓死者ありしと記さる。

土倉は質屋が未だ銀行と分化せざりし時代に於ける唯一の金融機關なれば、日常衣食の資に窮する細民(凡下)の外御家人をも其顧客となしたり。

されば鎌倉時代の徳政令にも土倉(庫倉とあり)の質物はこれを其適用範圍外に置き、特に建武式目の如きは土倉の廢業の結果、貴賤融通の途絶わて貧民の生計に苦しむに至るべしとてこれが保護の必要を説きあり。然れども土民が窮乏の餘り、土倉に典すべき質物もこれなき場合には一時の急を凌がんが爲め無償にて質物の引渡を迫る徳政運動をも生ずるに至りしなり。酒屋が土倉と共に土一揆攻撃の兩標的となりしは土民に取りての唯一の慰安たる酒の販賣に依る利得を以て、土倉と略同一の營業をなせるに依るなり。

馬借の名は此時代の土一揆の主動者として著録せらる。文明十七年の土一揆の如きも、山城の馬借は京都に於ける徳政令發布の目的を達したる後奈良に向ひ、同地に於て猛烈なる馬借一揆を惹起せり。これ世間の不景氣が馬借の運送すべき物資の闕乏を來し、彼等をして營業不能に陥らしめし

より、疎暴なる彼等を驅つて暴動に出でしめたりしなり。正長土一揆の起れる前々年なる應永三十三年に於ても、近江坂本の馬借大舉して、北野社公文所禪能法師の坊を襲撃せんとすと聞け、幕府兵を遣して警固せしめたることありしが、そは從來酒屋に於て營み來りし麴業を、去年禪能の申請に依りて北野の社領たる西ノ京の專業としたりし爲め、これに使用せらるべき江州米の賣行に影響

し米價の低落を來たしたりしかば、馬借等これを幕府に訴へしも聽かれざるを以て此に嗷訴を企てしなりといふ。(兼宣記)此くの如く京都に運送すべき江州米の低落が彼等の營業に大打撃を與へて其暴動を誘發せしを見るも、彼等と其需用地たる京都との間に密接の關係の成立し居たりしを看取すべきなり。

然るに當時社會一般に窮乏を感じたりし爲め、土倉を便とせるものは土民に止らず、將軍さへ其

手廻り品を典じて金を借りし程なれば土倉の繁昌推して知らるべし。而かも土倉營業は莫大の利益と共に恐るべき危険を伴ふ。故に土倉は營業の安全を期せんが爲めに百方自衛の方法を講じ、彼等自身組合を組織するの外、權門勢家を其本所と仰ぎて保護を求めしこと莊園の場合に於けると同じかりしなり。

當時京都の土倉は山門を始め諸寺諸社の威力を借らんとして山門公人日吉神人祇園社人等になれりしことありしが如し。其祇園社人たるもの多かりしことは祇園執行日記に見ゆ。彼等が僧名を稱し僧形をなし土倉法師と呼ばれしものが爲めならん。南北朝時代には山門其他諸社の神人等が債務の辨償を迫る爲め大舉して貴族市民の邸宅に押懸け狼藉を演せることありしかば、至徳三年八月二十五日幕府のこれを禁せし令にも、假雖爲洛民之住所、可レ有禁遏、況於其仁哉といへり。

所謂其仁とは上流社會を指すなり。同じ頃のものと
思しき朝廷の仰詞に、

山門公人號_ニ負物譴責_ニ成_ニ洛中所々之煩、一剩
不_レ憚_ニ禁裏仙洞咫尺、一亂_ニ入卿相雲客住宅、
致_ニ様々惡行_ニ之間、被_レ申_ニ座主宮、嚴密可_レ有_ニ
誠沙汰、曾不能_レ叙用、彌以狼藉、違勅之坐
難_レ遁歟、於_ニ向後_ニ者、爲_ニ武家_ニ召_ニ捕彼輩等、
可_レ被_レ處_ニ罪科_ニ乎

とあるが如きは亦其弊の堪へ難かりしを示すもの
なり。

明徳四年十月二十六日の幕府の御教書に據る
に、洛中洛外の土倉及び酒屋は諸寺諸社神人の外
又諸權門の家臣(扶持奉公人)たりしものありしな
り、酒屋の如きも公卿の被官人たりしもあれば、武
家の被官人たりしもあり。武家の中には管領政所
執事の如き樞要の地位に居りしものあるを見る。
土倉酒屋は其有利の營業たりし丈常に財政の匿

乏を訴へつゝありし幕府の好財源として着目せら
れ、幕府は酒屋味噌屋等と共に定期及び臨時に役
錢を課し來りしが、彼等は初は山門諸社の神人權
門の奉公人たるを以て、これが忌避の口實となさ
んと試みたりしも、幕府は明徳四年十一月二十六
日の洛中邊土散在土倉并酒屋役條々に於て、彼等
の諸寺諸社神人及び權門扶持奉公人たることを認
めずして、一般に是等の義務を負擔せしむること
とし、幕府政所方に對する納稅額、造酒正に對す
る酒屋の課役、滯納者に對する衆中(組合)の處分
等に關する細則を定めてこれを發布せしことあり
これより土倉の重なるものは幕府の納錢方御倉
となり、政所に屬して専ら金錢の出納、租稅の徵
收等を管掌することとなれり。寛正四年八月將軍
義政の生母從一位裏松重子薨じれば、義政は等
持院に詣りて大に其法會を營まんとし、經費を公
卿守護及び富豪に課したりしが、守護側は幕府の

内命に依りて、三國の守護は萬匹、二國の守護は五千疋の割合にてこれを納め、他はこれに准ずることとし、富豪側にては土倉酒屋味噌屋は五百貫文を、正實定光善住(禪住とも)定泉は各千疋を納めしめたり。(蔭涼軒日録)此四人は洛中土倉中の金穴にて、前後納錢方御倉たりしものなり。されば彼等の幕府に對する負擔は頗る重く、幕府は經費の不足ある毎に課税若しくは借用の名義にてこれを徵收し、以て財政の彌縫を圖るを例とせり。對明外交の費用の如きも亦彼等の出資に埃つもの多かりしなり。加ふるに管領政所執事等とも主従關係に依つて結び附けられたり。彼等の負擔の苛重なりし丈其營業の保障を與へられしと同じく、彼等が債務者に對して壓迫を加へたりしも亦大に恃むところありしに由らずんばあらず。

此くの如き幕府の財政事情が幕府をして土倉酒屋の保護に傾かしめたりしは坪の觀易きところ、

土一揆の蜂起に當りて土倉酒屋が幕府の保護を求むるも亦當然の權利なり。若し土一揆の要求を容るゝに於ては幕府は莫大なる役錢の減收(現に嘉吉の徳政以來幕府は納錢方の減少に苦めり)を來すべきと同時に、最も重要な財源の涸竭を免るべからざるに至るべし。幕府に取りてはこれより深刻なる財政上の損失は蓋しこれなからん。文安二年九月、幕府は土倉の廢業を許さることを令せしが、其理由の一として一所たりとも減少せば「公役の失墜」となるべきを擧げたるは正に偽らざる告白なり。而かも社會の上流と中流とを問はず士民の要求に其鳴せざるものとは殆ど稀れならん。因襲的階級觀念に捕はれたる貴族こそ口には士民に餘儀なくされたる徳政が其名に背くを笑ひ士民の我意に出づるを嘲りたるも、適に質物の返還を受けては悪しき心地もせざりしやうなれば他は推して知るべし。故に守護は幕府の命を受けて

出兵するも、寺社權門等より其領内に於ける土民討伐の手を緩くせんことを幕府に訴へ出でられ、幕府もこれに聽きて往々守護を窮地に陥らしむることあるより、正長元年播磨に土一揆の起りし時の如きは、國內の諸權門領を守護の管轄に移し、ことあり 後、丹波の土一揆を伐つに當りても、守護は幕府の討伐命令の中止ならんことについての將軍の保障を求め、又播磨に倣つて、部内に於ける權門領の管理について將軍の御教書を下されんことを申請せり。(滿濟准后日記正長元年二月五日條)

嘉吉度の土一揆に至りては守護にして土一揆の蜂起を誘發せし程なれば、彼等に向つて深厚なる同情を寄せたるも少か、ざりしが如く、諸大名は管領の土一揆討伐に同意するを拒み、彼れをしてこれを思止りて土一揆の要求を容るゝの已むなきに至らしめたり。これ必ずしも管領が土倉の贈賄

を受けしどの世説に反感を抱きしが爲めと解すべからず。寛正六年九月の京都に於ける土一揆に對しても、諸大名は將軍義政より其討伐を命ぜられたりしかど、これを肯んせず、却て兵を遣して伊勢貞宗の被官たる土倉を襲撃し、其質物を奪ひ取らしめたりし珍事あり。(經覺要抄)文明十七年八月の京都に於ける徳政一揆の如きも、土一揆にはあらずして細川政元同成之同氏久等歴々の大名の部下に依つて企てられしところなり。(後法興院政家記)

嘉吉度の土一揆が管領の洛外の土倉に命じて其資財を洛中に移さしめ保護を加へんとすと聞き、嵯峨に火を放つて天龍寺を焼かんと脅したるが如きは幕府の土倉の庇護に對して反抗的態度を示せるものと謂ふべし。加之幕府が土民の要求を容れんとするに當り、これに服せずして、公家武家の爲めにも徳政令の効力を及ぼされんことを強硬に

主張し、幕府をして遂に屈服するの已むを得ざるに至らしめしは、當時彼等自身の爲めに行へりといはゞ處罰を免れざるが故に、社會公共の爲めにせる運動なるを粧へりと解せられしも、余輩は寧ろ士民に對する社會の同情と其成功とが彼等の自信を強からしめ、彼等をして斯る態度に出でしめたりと信せんと欲す。是に至りて彼等の土倉酒屋に對する襲撃は單に自家の爲めにするものにあらずして、資産階級を敵とする一種の社會運動たるなり。(此事につきましては尙ほ後章に詳しくすべし)

土一揆の蜂起に際して土倉酒屋は其襲撃を避くべく最善の努力をなしたり。嘉吉度に於ける管領への贈賄は縦し事實なりとするも、出兵に關する經費の負擔と見らるべきものなり。文明十七年八月、奈良に於ける馬借一揆の蜂起せし時、土倉倉方)が禮物の名に於て錢一千貫文を支出し、官符

衆徒に於てこれを阻止せんことを請へるが如きも亦同意に出づ、而かも土倉自身も正當防衛として土一揆と戦ふを辭せず。文明十七年九月京都に於て土一揆の土倉酒屋を襲ひし時は細川政元の部下土倉酒屋の徒を率ゐて一揆を東寺に攻めたり。(長興宿彌記)又土倉自力にて土一揆を邀撃せしこともあり。明應二年十月京都に於ける土一揆の蜂起に際し、土倉組合(諸土藏衆)はこれと白兵戦を交へて其數百人を倒し、爲めに徳政を阻止したりしことあり、此騷擾に際して京都の町民は鑿固を置いて不慮に備へたりしか、彼等の中には土倉を援けて防戦せしもあり、然れども衆寡敵せず、町民の如きは酒肴料を賜りて其歡心を結び、土倉酒屋も一獻料を贈りて掠奪を免れしこともありき。(延徳二年閏八月の京都の土一揆の場合の如き)

土一揆の蜂起と共に、土倉は閉店して質物を取らざりしことあるのみならず、徳政令の發布せら

るゝと聞ゆれば金融の途塞り、(大乘院寺社雜事記
應仁元年四月六日條に近日德政事、及其沙汰之
間、傳借事一向不叶旨申之と見ゆ)土倉は廢業し
て日錢屋なる高利を貪る似非土倉を生じ、其の營
業を續くるものもありても、利率を高め、幕府を
して法定利率以上の高利を貪るを取締らしめしこ
とあり。(長祿三年十一月二日御教書)土倉の減少
は此利上と共に貴賤上下の均しく苦痛とするこ
ろにして、文安二年九月幕府が土倉の廢業を許さ
ざりし一理由は「諸人の愁歎」の一事にてありしな
り。

個體概念

されば此點に於て土一揆の土倉(酒屋も)退治は縱
ひ彼等が焦眉の急を凌がんが爲明日の利害を顧る
の違なかりしに依るとはいへ、聊か自殺的愚擧た
るを免れず。徳政令の發布を目的とする土一揆が
暴風の去來するが如く間歇的に發生したりし事實
は最も雄辨に此間の消息を語るものと謂ふべし。
此の如き危険状態にありたる土倉が尙ほ晏如とし
て其營業を續けたりしは幕府の廢業禁止令にも依
るべしとはいへ、恰かも氾濫の爲め、屢農作物を
一掃せらるゝ河床近き低地の農民が他年の豊稔を
夢みて其地を去り得ざるにも比すべからんか。

文學博士 西田 幾多郎

ライブニッツは氏の哲學の發展を見るべき重要
なるドッキュメントとして知られて居る「アルノ

ーの論争」Correspondance de Leibniz et D'Ar-
naud. 1686-1690の中に、一般概念 la notion